



新しい時代の消費生活、男女共同参画を自らが考える場を意味しています。

i…愛情・情報・私 ne…新しさ(=new)次の時代(=next) s…消費 s…参画

アイネス ホツと通信



最近、ライフスタイルの変化、多様化等の影響で、子どもの頃から身近なところで食について学ぶ機会が少なくなってきています。

このため、アイネスでは、親子でおやつ作りを通して食について楽しく学ぶことを目的として、消費生活啓発講座「夏休み親子実験教室」を8月25日(火)、26日(水)の2日間、4回にわたって開催しました。今回の「親子実験教室」の内容は、牛乳を使ってカッテージチーズとラッシー風ジュースを作り、加工品の食品表示などについて学ぶもので、親子27組、62人が参加し、楽しみながら取り組んでいました。

参加者の皆さんからは、「牛乳と酢を混ぜるとチーズができるなんて知らなかった」「意外と簡単にできる」などの感想が寄せられました。

INDEX

消費生活のひろば

男女共同参画のひろば

ウーマンズスクラム

アイネスよりお知らせ



アイネス
相談ダイヤル

月～金曜日
(祝・休日を除く)
9:00～16:30

- ◆消費生活等相談 097-534-0999
- ◆消費生活特別相談 097-534-0999
第3日曜日(休館日)を除く日曜日(13:00～16:00)
- ◆食品表示110番 097-536-5000
- ◆男女共同参画についての申出 097-534-8477
- ◆女性総合相談 097-534-8874
- ◆女性のための仕事相談 097-534-8614
- ◆県民相談 097-534-9291

消費生活のひろば

■若者を狙う悪質商法の紹介

社会経験がまだ浅い若者をターゲットにした悪質商法のいくつかをご紹介します。巧妙な手口を知り、被害に遭わないようにご注意ください。

また、被害にあったことに気づいたら、まず、アイネスや各市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。


アポイントメントセールス

「抽選に当たったので手続きにきて」「特別モニターに選ばれた」などと販売目的を隠したり、著しく有利な条件で取引できることを告げて電話などで呼び出し、契約しないと帰れない状況で商品やサービスの契約をさせるものです。

〈主な商品・サービス〉
アクセサリ・複合サービス会員権・教養娯楽教材など

〈対処法〉

- 怪しい誘いの電話ははっきりと断わり、呼び出しに応じないようにしましょう。
- 契約書を受け取って8日以内(初日算入)であれば、クーリング・オフできます。




マルチ商法

商品等の販売員となり、購入した商品等を販売して、その人を新たに販売員に勧誘し、さらに販売員をそれぞれが増やすことによってマージンが入ると言う商法です。消費者にとっては、勧誘時の儲け話と違って思うように売れず、多額の借金と商品の在庫を抱えることになります。

〈主な商品・サービス〉
健康食品・化粧品・浄水器・美顔器・ファクスなど

〈対処法〉

- 絶対儲かるなどと言う話は信じないで、友人や先輩の勧誘でもきっぱりと断りましょう。
- 契約書を受け取って20日間以内(初日算入)であれば、クーリング・オフできます。



架空請求

インターネット利用中にワンクリックしただけで、いきなり登録が完了し、料金が表示された、届いたメールに書いてあったURLをクリックしたら有料サイトにつながってしまった、無料ポイント付きのサイトを見ていたら途中から有料になった、心当たりのない請求ハガキが届いたなどいろいろな手口があります。いずれも「払わなければ訴訟を起こす」等脅かして不安をあおります。

〈主な商品・サービス〉
着メロサイト、ブログ、アダルト・出会い系サイトなどあらゆるサイトに罠がかけられている可能性があります。

〈対処法〉

- 身に覚えのない請求は無視しましょう。IPアドレスなどから住所・氏名は知られません。
- 個人情報絶対に伝えないようにしましょう。

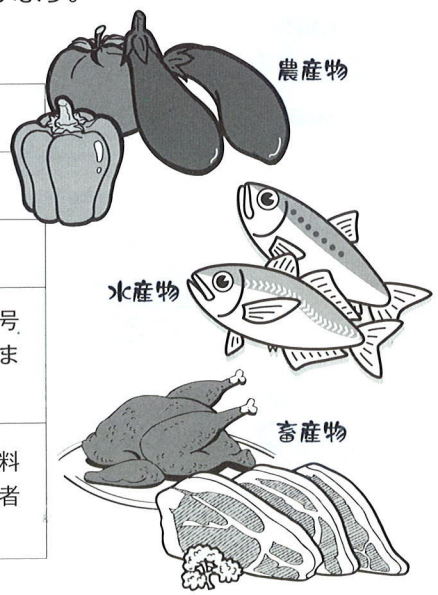
■食品表示について

実際は成型肉(安い赤身肉、内臓肉、脂身などを人工的に結着させたもの)であっても「ひとくちビーフステーキ」とメニューに記載してあれば切り身肉のステーキと誤って注文してしまうように、消費者に事実を誤認される表示は「不当景品類及び不当表示防止法」によって禁止されています。しかし、このような規制だけでは、消費者は食品について十分な情報を得ることはできません。

そのため、安全性の確保を目的とする「食品衛生法」、品質の識別の確保を目的とする「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(通称 JAS法)」などによって、表示すべき事項とそのしかたを規制しています。

食品表示の主な例 (「くらしの豆知識'09」より)

生鮮食品 (ばら売りを含む)	農産物	名称、原産地
	水産物※	名称、原産地、解凍、養殖
	畜産物※	名称、原産地
	※包装された畜・水産物に追加して表示される項目	消費期限、保存方法、内容量、個体識別番号(牛肉)、生食用(魚介類)、販売者の氏名または名称及び住所
加工食品	名称、原材料名(原材料、食品添加物、アレルギー表示、遺伝子組換え表示、原料原産地注)、内容量、賞味(消費)期限、保存方法、原産国表示(輸入品)、製造者の氏名または名称および住所	



注)原料原産地表示義務の対象となるのは20食品と4品目

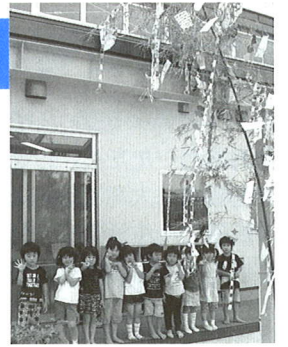
ウーマズ スクラム

大分県女性団体
連絡協議会
所属団体のひろば

大分県保育士会の取組

別府市立内竈保育所は7月に「七夕会」をひらきました。会の中では、特殊な蛍光灯で登場人物が真っ暗な中に浮かびあがるブラックシアターを使った七夕のお話をみんなで見ました。織姫や彦星がキラキラ光り、子どもたちは、歓声をあげ大喜びでした。☆☆☆☆☆☆☆☆

また、子どもたちがおうちの人や先生たちと一緒に作った笹飾りは、それぞれ工夫を凝らしきれいにできました。短冊に書いた子どもたちの願いが叶いますように。



メルマガについて

アイネスでは、県内の消費生活相談の内容や悪質商法の手口など消費生活に関するタイムリーな情報を「アイネス消費生活情報」として7月から配信しています。

●無料(通信料金は除く)でご利用になれます。 ●配信は月2回程度を予定しています。

●配信を希望される方は、右記のメールアドレスまでお申し込みください。
(メールアドレス、お名前、市町村名をご記入のうえ、「メルマガ配信希望」と書いて送信してください。)

e-mail : a13040@pref.oita.lg.jp

今月の出前講座

消費生活啓発講座 in 長湯、湯布院、中津江

- ①竹田市直入総合支所市民生活課依頼の一般消費生活講座【7月17日(金)】保健福祉センター
 - ②由布市社会福祉協議会依頼の高年者講座【7月27日(月)】由布市並柳公民館
 - ③日田市中津江公民館依頼の高年者講座【7月28日(火)】中津江公民館
- 直入町長湯の講座では、受講者のみなさんが訪問販売の寸劇を行うなど大変楽しい講座でした。

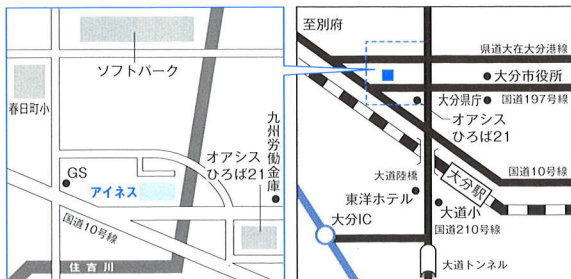
また、由布市並柳公民館(いきいきサロン)・中津江公民館では、受講者のみなさんは、悪質商法にだまされないための対策や対処の仕方などに熱心に耳を傾けていました。

男女共同参画啓発講座 in 中津市地域子育て支援センター「木もれび」

8月11日(火)中津市地域子育て支援センター「木もれび」での出前講座は、0歳から3歳のお子さんを持つお母さん方を対象に「コミュニケーションと子育て」についてのお話をしました。約50名のお母さん方の参加で行われた講座は、5月に引き続き今回が2回目。参加したお母さん方は、リラックスした中にもしっかりと話を聞いていました。



❖アイネスや「アイネス・ホットと通信」に関するご感想やご意見をお寄せください。



大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037 大分市東春日町 1-1 (NS 大分ビル内)
TEL.097-534-4034(代表) FAX.097-534-0684
ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html>
Eメール a13040@pref.oita.lg.jp

アイネス★ホットと通信・2009年8月号 / 大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)